

6月から住民税が変わります！

地方分権を進め、身近な地方公共団体がより仕事をできるようにするため、国（所得税）から地方（住民税）へ3兆円規模の税源が移譲されます。

これにより、ほとんどの方は所得税が減り、住民税が増えることになります。

納税方法等の違いによって、影響が出る時期にズレがあります。

たとえばサラリーマンなどの給与所得者やお年寄りなどの年金所得者の場合は、通常平成19年1月分から所得税額が減少し、平成19年6月分から個人住民税額が増加します。

一方事業を行っている事業所得者の場合は、平成19年6月分から住民税額が増加し、平成20年2月～3月の確定申告から所得税額が減少します。

【税源移譲による影響の発生時期】

	所得税	住民税
給与所得者	平成19年1月（毎月源泉徴収）	平成19年6月（毎月特別徴収）
年金受給者	平成19年2月（2か月ごとに源泉徴収）	平成19年6月（6、8、10、12月に納付）
事業所得者	平成20年2月～3月（確定申告）	平成19年6月（6、8、10、12月に納付）
退職所得者	平成19年1月	平成19年1月

税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせると、負担額はこれまでと変わりません。

【個人住民税の税率構造】

	課税所得金額	現行	平成19年度以降
個人住民税	200万円以下	5% 〔県民税2% 町民税3%〕	10% 県民税4% 町民税6%
	200万円超～700万円	10% 〔県民税2% 町民税8%〕	
	700万円超	13% 〔県民税3% 町民税10%〕	

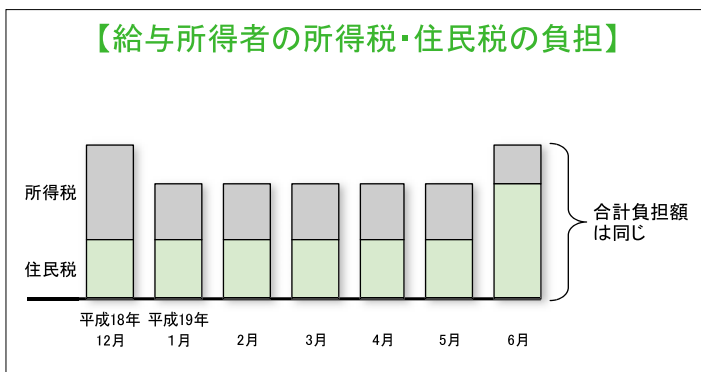
【所得税の税率構造】

	課税所得金額	現行	平成19年分以降
所得税	195万円以下	10%	5%
	195万円超～330万円以下		10%
	330万円超～695万円以下	20%	20%
	695万円超～900万円以下		23%
	900万円超～1,800万円以下	30%	33%
	1,800万円超	37%	40%

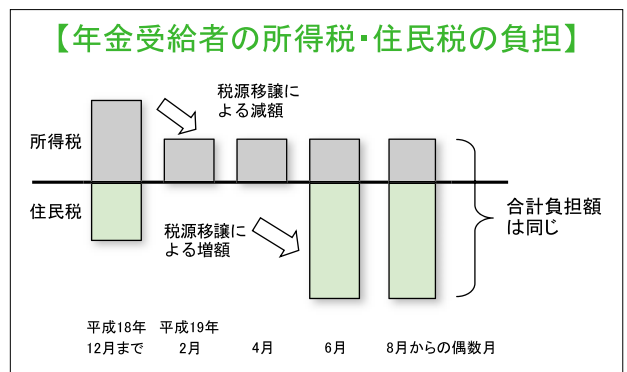
両税を合わせた負担額が変わらないように設定

ただし、定率減税の廃止や高齢者非課税措置の廃止、皆さんの収入の増減等、別の要因により、実際の負担額は変動しますので、ご注意ください。

【給与所得者の所得税・住民税の負担】



【年金受給者の所得税・住民税の負担】



お問い合わせ 町民税務課 税務グループ ☎(84)1966